

## 津山市小規模事業者緊急支援金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける小規模事業者の事業継続を図るため、予算の範囲内において津山市小規模事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有し、令和2年3月までに決算月が到来している法人であって、次の要件の全てに該当する者
  - ア 常時使用する従業員の数が20名以下である者
  - イ 令和2年1月1日時点で市内に本店（登記済みであること）を有する者
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から7月までの間のひと月（以下「対象月」という。）の売上が、対象月の属する事業年度の前年度の年間売上高を12（休業等により事業年度の操業月数が12月に満たない場合は、実操業月数）で除した金額と比較して20%以上減少した者。ただし、平成31年1月から令和元年12月までに事業を開始した者については、対象月の売上が、事業を開始した月の翌月から決算月までの売上高をその期間の実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者
  - エ 対象月の属する事業年度の前年度に確定申告を行っている者
  - オ 今後も市内で事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）
- (2) 平成31年4月以降に事業を開始し、令和2年3月までに決算月が到来していない法人であって、市内に店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有し、次の要件の全てに該当する者
  - ア 常時使用する従業員の数が20名以下である者
  - イ 令和2年1月1日時点で市内に本店（登記済みであること）を有する者
  - ウ 令和2年5月から7月までの間のひと月の売上が、事業を開始した月の翌月から令和2年4月までの売上高をその期間の実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者
  - エ 今後も市内で事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）
- (3) 令和2年1月から3月までに事業を開始した法人であって、市内に店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有し、次の要件の全てに該当する者
  - ア 常時使用する従業員の数が20名以下である者
  - イ 令和2年3月31日時点で市内に本店（登記済みであること）を有する者
  - ウ 令和2年5月から7月までの間のひと月の売上が、事業を開始した月の翌月から令和2年4月までの売上高をその期間の実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者
  - エ 今後も市内で事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）
- (4) 令和2年3月31日時点で市内に住民登録があり、市内又は市外に店舗等の事業所（賃貸を含む）を有する個人事業者であって、次の要件も全てに該当する者
  - ア 常時使用する従業員の数が20名以下である者
  - イ 主たる収入が営業等事業収入である者
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、対象月の売上が、令和元年分の営業等事業収入を12で除した金額と比較して20%以上減少した者。ただし、平成31年1月から令和元年11月までに事業を開始した者については、対象月の売上が、令和元年分の営業等事業収入から開業月の売上を除いた営業等事業収入を開業した月の翌月から12月までの実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者とし、令和元年12月に事業を開始した者については、対象月の売上が、令和2年1月と比較して

20%以上減少した者とし、令和2年1月から3月までに事業を開始した者については、令和2年5月から7月までの間のひと月の売上が、事業を開始した翌月から4月までの売上高をその期間の実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者

エ 令和元年分の営業等事業収入について確定申告を行っている者若しくは令和2年1月から3月までに事業を開始した者

オ 今後も事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）

(5) 令和2年3月31日時点で市外に住民登録があり、かつ市内に店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有する個人事業者であって、次の要件の全てに該当する者

ア 常時使用する従業員の数が20名以下である者

イ 主たる収入が営業等事業収入である者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、対象月の売上が、令和元年分の営業等事業収入を12（休業等により事業年度の操業月数が12月に満たない場合は、実操業月数）で除した金額と比較して20%以上減少した者。ただし、平成31年1月から令和元年11月までに事業を開始した者については、対象月の売上が、令和元年分の営業等事業収入から開業月の売上を除いた営業等事業収入を開業した月の翌月から12月までの実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者とし、令和元年12月に事業を開始した者については、対象月の売上が、令和2年1月と比較して20%以上減少した者とし、令和2年1月から3月までに事業を開始した者については、対象月の売上が、事業を開始した翌月から4月までの売上高をその期間の実操業月数で除した金額と比較して20%以上減少した者

エ 令和元年分の営業等事業収入について確定申告を行っている者若しくは令和2年1月から3月までに事業を開始した者

オ 今後も市内で店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有し、事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としないものとする。

(1) 個人事業者であって、令和元年分の営業等事業収入が、営業等事業収入以外の収入の合計を下回る者。ただし、平成31年1月から令和元年12月31日までの営業等事業収入以外の収入のうち次のアからウに該当する収入は除くものとする。

ア 当該期間限りの一時的な収入

イ 当該期間に新規に事業を開始した者で、開始以降給与収入を得ていない場合の開始するまでに得た給与収入

ウ 当該期間に退職等により給与収入を失った者で、失って以降給与収入を得ていない場合の失うまでに得た給与収入

(2) 令和2年2月以降、国・都道府県を除く他の自治体から、事業継続を目的とした補助金等の交付を受けている者又は今後受ける予定のある者

(3) 学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体である者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(5) 津山市補助金等交付規則第11条に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(6) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者

(7) その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者（支援金の額等）

第3条 支援金の額については、一律20万円とする。

2 支援金の支給は、同一の者については、一度限りとする。

## (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市小規模事業者緊急支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて令和2年9月30日までに市長に申請しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 対象月の売上台帳等の写し
- (2) 確定申告書類（法人にあっては、対象月の属する事業年度の前年度の法人税確定申告書別表一の写しと法人事業概況説明書の写し。個人事業者にあっては、令和元年分の所得税確定申告書第一表の写しと所得税青色申告決算書の写し。ただし、白色申告者については所得税確定申告書第一表の写しと収支内訳書の写し、住民税申告者については令和2年度分住民税申告書の写しのみ）。ただし、第2条第1項2号及び3号に該当する法人及び令和2年1月以降に事業を開始した個人事業者で令和元年分の確定申告で行う必要がない者は除く。
- (3) 個人事業者にあっては、身分証明書の写し
- (4) 個人事業者であって、令和2年3月31日時点で市外に住民登録がある者は、住民票の写し及び固定資産税納税証明書又は賃貸契約書、不動産売買契約書等の写し
- (5) 個人事業者にあっては、主たる事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真
- (6) 平成31年1月から令和2年3月までに事業を開始した個人事業者にあっては、所得税法第229条に定める開業・廃業等届出書の写し、令和2年3月までに事業を開始した者で決算月が到来していない法人にあっては、現在事項証明書の写し又は履歴事項証明書の写し
- (7) 令和2年3月までに事業を開始した者で決算月が到来していない法人、又は令和2年1月から3月までに事業を開始した個人事業者にあっては、事業開始月から令和2年4月までの売上台帳等の写し
- (8) 第2条第2項（1）アに該当する者は、一時的な収入であることを証する書類の写し
- (9) 第2条第2項（1）イ及びウに該当する者は、退職等を証する書面の写し
- (10) 休業等の期間を除いた売上高と対象月を比較する場合、休業等を証する書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

## (交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支援金の交付の可否を決定し、津山市小規模事業者緊急支援金交付決定通知兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支援金の交付の決定の通知は、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

## (交付決定の取消し等)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた者があった場合又は支援対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、令和2年5月18日から適用する。

(失効等)

2 この要綱は、令和2年11月30日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要綱は、失効日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

法人

## 津山市小規模事業者緊急支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

〒  
申請者 本店住所  
法人名  
代表者役職・氏名

⑩  
(実印)

津山市小規模事業者緊急支援金の交付を受けたいので、津山市小規模事業者緊急支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額） 200,000円

## 2 事業者情報

主たる事業所の住所	〒 津山市	法人番号(13桁)									
担当者氏名											
日中連絡の取れる担当者電話番号(携帯含む)		( ) —									
主たる業種		常時使用する 従業員数	人								

## 3 売上減少率（※別紙「売上減少率算出方法」を確認し、記入ください）

対象月(該当の月に○してください)	2月	3月	4月	5月	6月	7月
①対象月の売上(収入)高						円
②法人事業概況説明書に記載の年間売上(収入)高						円
③月平均売上(収入)高						円
④売上(収入)減少率						% 減少率20%以上が要件です。

## 4 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合					本店 支店 営業部 出張所		預金種類	<input type="checkbox"/> 普通		
							<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号						(フリガナ)					
						口座名義					

## 5 売上が減少した理由（新型コロナウイルス感染症の影響をどのように受けているかを記入ください）

理由： \_\_\_\_\_

裏面も必ずご確認下さい

## 6 添付書類

- (1) 対象月の売上台帳等の写し
- (2) 対象月までに、対象月の属する年度の前年度の決算月が到来している者は、対象月の属する年度の前年度の法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書（1・2枚目）の写し
- (3) 平成31年1月以降に事業を開始した者は、履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し
- (4) 平成31年4月以降に事業を開始した者で、令和2年3月までに決算月が到来していない者は、事業を開始した月から令和2年4月までの売上台帳等の写し
- (5) 休業等により事業年度の操業月数が12月に満たない者は、休業等を証する書類の写し
- (6) 事業承継をした者にあつては、営む全ての事業を承継したことが確認できる書類の写し
- (7) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (8) その他（ ）

## 7 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も、市内で事業を継続する意思のもと、本申請をします。
- (2) 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 他市町村で事業継続を目的とした補助金等を受けていない、若しくは今後受けることがないことを誓約します。
- (4) 支援金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することを誓約します。
- (5) 令和2年10月30日までに申請書の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (6) 支給要件の該当性等を審査するため、津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (7) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- (8) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (9) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (10) (2), (3), (7), (8) 又は (9) に反する場合は、この申請は却下され、支援金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は、上記「7 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

法人名・代表者役職

代表者氏名・捺印 \_\_\_\_\_ (印) (実印)

様式第2号（第4条関係）

個人

## 津山市小規模事業者緊急支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

〒  
申請者 住民票住所  
屋号又は店舗名  
代表者氏名

(印)  
(個人印に限る。シャチハタ不可)

津山市小規模事業者緊急支援金の交付を受けたいので、津山市小規模事業者緊急支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額） 200,000円

2 事業者情報

店舗等の事業所の住所 ※市外在住者は主たる事業所の住所	〒		
日中連絡の取れる電話番号(携帯含む)	( ) -		
主たる業種	常時使用する 従業員数	人	

3 売上減少率（※別紙「売上減少率算出方法」を確認し、記入ください）

対象月(該当の月に○をしてください)	2月	3月	4月	5月	6月	7月
①対象月の売上(収入)額						円
②確定申告書類に記載の営業等事業収入額						円
③月平均売上額						円
④売上減少率 $(③-①)/③ \times 100$	_____ % ※減少率 20%以上が要件です。					

4 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 営業部 出張所	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	(フリガナ)			
	口座名義			

5 売上が減少した理由（新型コロナウイルス感染症の影響をどのように受けているかを記入ください）

理由： \_\_\_\_\_

裏面も必ずご確認下さい

## 6 添付書類

- (1) 対象月の売上台帳等の写し
- (2) 令和元年分の確定申告書の写し（令和2年1月以降に事業を開始し、令和元年分の確定申告を行う必要がない者は除く）  
青色申告者は所得税確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書（1・2枚目）の写し  
白色申告者は所得税確定申告書B第一表及び収支内訳書（1・2枚目）の写し  
住民税申告者は令和2年度分住民税申告書の写し
- (3) 身分証明書（運転免許証，個人番号カード表面，健康保険証等）の写しと事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真
- (4) 市外に住民登録がある者にあつては，住民票の写し及び固定資産税納税証明書又は賃貸契約書，不動産売買契約書等の写し
- (5) 平成31年1月以降に事業を開始した者にあつては，所得税法229条に定める開業・廃業等届出書の写し
- (6) 令和2年1月から3月までに事業を開始した者にあつては，事業開始月から令和2年4月までの売上台帳等の写し
- (7) 令和元年分の確定申告書の収入でその年限りの一時的な収入がある者にあつては，一時的な収入であることを証する書類の写し
- (8) 令和元年分の確定申告書の給与収入がある者で令和2年1月1日以降に給与収入がない者にあつては，退職等を証する書類又は誓約書
- (9) 休業等の期間を除いた売上高と対象月を比較する場合，休業等を証する書類の写し
- (10) 事業承継した者にあつては，営む全ての事業を承継したことが確認できる書類の写し
- (11) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

## 7 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も，市内で事業を継続する意思のもと，本申請をします。
- (2) 本申請にあたり，申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 他市町村で事業継続を目的とした補助金等を受けていない，若しくは今後受けることがないことを誓約します。
- (4) 支援金受給後，交付要件に該当しないことが判明した場合には，支援金を返還することを誓約します。
- (5) 令和2年10月30日までに申請書の不備が解消できない場合は，申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (6) 支給要件の該当性等を審査するため，津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (7) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- (8) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (9) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (10) (2)，(3)，(7)，(8)又は(9)に反する場合は，この申請は却下され，支援金の交付の決定を取り消され，又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は，上記「7 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

申請者氏名（自署）・捺印

印